



運輸安全委員会

Japan Transport Safety Board

航空、鉄道及び船舶における事故・重大インシデントの原因究明と再発防止

運輸安全委員会のミッション

私たちは、適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行い、勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信を通じて必要な施策又は措置の実施を求めることにより、運輸の安全に対する社会の認識を深めつつ事故の防止及び被害の軽減に寄与し、運輸の安全性を向上させ、人々の生命と暮らしを守ります。

運輸安全委員会の行動指針

適確な事故調査の実施

適時適切な情報発信

被害者への配慮

組織基盤の充実

事故調査の沿革

昭和 24 年 (1949 年) 6 月 海難審判庁発足

昭和 46 年 (1971 年) 7 月 東亜国内航空機が函館北方の横津岳に墜落
(死者 68 名)

昭和 46 年 (1971 年) 7 月 全日本空輸機と自衛隊機が岩手県雫石町上空で
接触し墜落 (死者 162 名)

昭和 49 年 (1974 年) 1 月 航空事故調査委員会発足

昭和 60 年 (1985 年) 8 月 日本航空 123 便が群馬県上野村山中に墜落
(死者 520 名、負傷者 4 名)

平成 3 年 (1991 年) 5 月 信楽高原鉄道列車と JR 西日本列車が衝突
(死者 42 名、負傷者 628 名)

平成 12 年 (2000 年) 3 月 営団地下鉄日比谷線で列車が脱線・衝突
(死者 5 名、負傷者 64 名)

平成 13 年 (2001 年) 10 月 航空・鉄道事故調査委員会発足

平成 17 年 (2005 年) 4 月 JR 西日本福知山線で列車が脱線 (死者 107 名、負傷者 562 名)

平成 18 年 (2006 年) 3 月 運輸安全一括法衆参附帯決議
(事故調査について業務範囲の拡大、体制・機能の強化)

平成 20 年 (2008 年) 5 月 海上人命安全(SOLAS)条約採択

(船舶事故における原因究明と責任追及を分離) 平成 22 年 (2010 年) 1 月発効

平成 20 年 (2008 年) 10 月 運輸安全委員会発足

航空・鉄道事故調査委員会 と 海難審判庁の原因究明機能を統合

○調査対象に船舶を追加

○権限の強化

・原因関係者にも勧告できる制度の新設

・事務局職員の任免及び規則の制定を独立して行うことが可能

○被害者への情報提供

・事故等調査に関する情報の適時・適切な方法による提供

令和 4 年 (2022 年) 4 月 北海道知床半島西側において旅客船 KAZU I が沈没

(死者 20 名、行方不明 6 名 (報告書公表時))

事故等調査の流れ

運輸安全委員会では、航空、鉄道及び船舶の事故・重大インシデント（※1）（以下「事故等」）が発生した原因や、事故による被害の原因を究明するため調査を行い、調査の経過または結果をもとに、事故等の防止や事故が発生した場合における被害の軽減のための施策措置について、関係行政機関の長や事故等の原因関係者等に勧告や意見を述べることにより改善を促します。なお、運輸安全委員会の事故等調査は、事故等の責任の追及のために行うものではありません。

調査官の派遣と事実調査

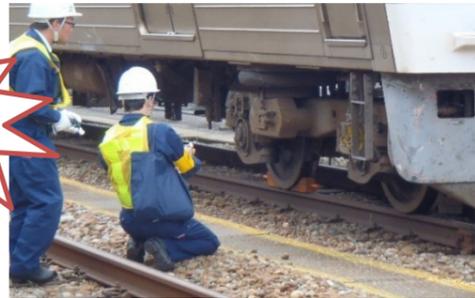
関係者からの聴取、物件の検査、資料収集など

航空事故



航空事故調査官

鉄道事故



鉄道事故調査官

船舶事故



船舶事故調査官

地方事故調査官

* 重大な船舶事故の調査を実施

* 管轄区域での船舶事故の調査を実施（重大なものを除く）

試験研究及び総合的な解析



飛行記録の解析



音声記録の解析



航海情報記録の解析

事故等調査報告書案の作成

運輸安全委員会（部会）審議

- 総合部会
- 航空部会
- 鉄道部会
- 海事部会
- 海事専門部会



委員会（部会）審議

原因関係者からの意見聴取

調査参加国等への意見照会

委員会（部会）議決 [報告書]

必要があると認めるとき

意見（※3）

勧告（※4）

安全勧告（※5）

関係者において
改善施策や
安全対策を実施

関係者から
運輸安全委員会へ
講じた措置を報告

事故等調査報告書を
国土交通大臣へ提出

公表

ホームページへ掲載



事故等調査報告書や年報等をホームページからダウンロードできます。

関係行政機関への
情報提供（※2）

関係行政機関による
安全対策の実施

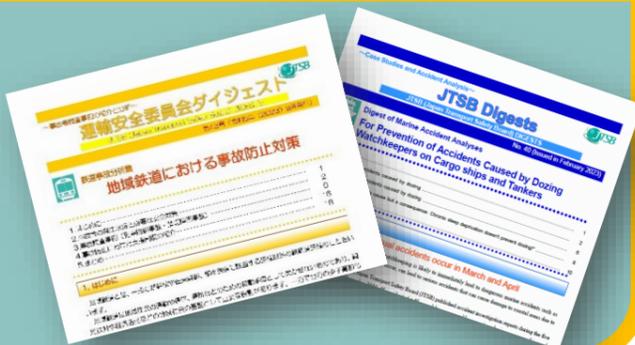
- ※1 重大インシデント（船舶ではインシデント）…事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。
- ※2 関係行政機関への情報提供…事故等調査の過程で、周知すべき緊急性が高い不安全要素が判明した場合には、行政機関に対して速やかに情報提供を行っています。
- ※3 意見…個々の調査結果に基づくものに限らず、調査の途中段階や過去の複数の事故事例から必要と認められる場合に、国土交通大臣または関係行政機関の長に対して、事故等の防止または被害の軽減のために講ずべき施策を求めます。
- ※4 勧告…事故等調査の経過または結果に基づき国土交通大臣または原因関係者に対して、事故等の防止または被害の軽減のために講ずべき施策または措置を求めます。国土交通大臣は、勧告に基づき講じた施策について委員会に通報しなければなりません。また、原因関係者に対しては、正当な理由がなく措置を講じなかったときにはその旨を公表することがあります。
- ※5 安全勧告…航空や船舶の事故等が発生した場合、国際条約に基づき、事故等調査の終了後に限らず、海外の関係機関（関係者）に対し必要に応じて安全を強化するため、迅速にとるべき措置を求めます。

運輸安全委員会が提供する情報

運輸安全委員会ダイジェスト・年報等

事故の再発防止・啓発に向けて、各種統計に基づく分析や、ご紹介すべき事故事例を掲載した「運輸安全委員会ダイジェスト」のほか、各モードの調査状況や公表した報告書の概要などを紹介する「年報」、地域特有のテーマを選んだ「地方事務所における分析」、「安全啓発リーフレット」を発行しています。

また、海外向け情報発信の充実に向けた「JTSB Digests（運輸安全委員会ダイジェスト英語版）」も発行しています。



船舶事故ハザードマップ（J-MARISIS）

海上交通の更なる安全向上のため、地図上に事故の情報やリスク情報等を表示させる「船舶事故ハザードマップ」をホームページ上で提供しています。

また、外国の事故調査機関の調査報告書も検索できるグローバル版と、スマートフォンやタブレット向けのモバイル版もご利用いただけます。



最近の動向

無操縦者航空機及び無人航空機の事故調査を開始

令和5年6月に発生した無操縦者航空機の事故、及び令和5年7月に発生した無人航空機の事故に、それぞれ航空事故調査官を派遣し、事故調査を開始しました。

運輸安全委員会において、これまでに無操縦者航空機及び無人航空機が事故調査の対象となった事例はなく、上記の事故は無操縦者航空機及び無人航空機を対象として当委員会が初めて実施する事故調査となります。

なお、無操縦者航空機とは、人が乗って航空の用に供することができるもののうち、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機であって、実際に操縦者が乗り組まずに飛行を行うもののことです。

また、無人航空機とは、航空の用に供することができるものであって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもののことです。ドローンはこれに含まれます。



無人航空機（ドローン：運輸安全委員会所有）

シンガポールにおける鉄道事故調査官向け研修の実施

シンガポール運輸安全調査局（TSIB）において、令和2年4月から新たに鉄道事故が調査対象となったことに伴い、同局の要請を受け、運輸安全委員会では、令和5年7月31日～8月4日の5日間の日程で、シンガポール現地での鉄道事故調査官向け研修を実施しました。

研修では、日本の鉄道及び鉄道事故調査に関わる概要から個別の事故調査事例や各専門分野に関する学術的内容まで、幅広い内容について講義を行いました。

TSIBの筆頭である局長や鉄道事故調査官などに加え、シンガポール国内外の官公庁・公共交通事業者・事故調査組織など、多様な国及び立場の方々に参加し、講義後には活発な質疑応答が行われました。

TSIBとは今後とも、令和5年3月に改正締結した協力意図表明（SOI）に基づき、事故調査に関する知識・経験・技術を共有し、それらを相互に高め合っていきたいと考えています。



研修の様子（質疑応答）

旅客船 KAZU I 沈没事故に係る調査報告書の公表

令和4年4月23日、北海道知床半島西側を航行中の旅客船がカシュニの滝沖において沈没し、多数の乗客乗員が死亡又は行方不明となった船舶事故について、運輸安全委員会は、令和5年9月7日、事故調査報告書を公表しました。

本件の報告書を公表するに当たっては、関係者等からの聴き取り調査や、本船の運航、船体・設備に関する情報収集を行うことに加え、3Dレーザースキャナーによる船体の詳細な計測を行ったり、乗客の携帯電話の位置情報データから航跡を推認し、気象データ等と合わせて、船体沈没までのメカニズムを解析するなど、客観的なデータを積み重ねて事故発生の原因究明を行いました。

また、運輸安全委員会発足後初となる意見聴取会を開催し、学識経験者等から原因究明の参考となるご意見を頂き、その後、最終的な報告書として取りまとめました。



事故前の旅客船

組 織 図

運輸安全委員会

委員 長 (1)

専門分野：航空宇宙工学・材料力学・複合材料工学

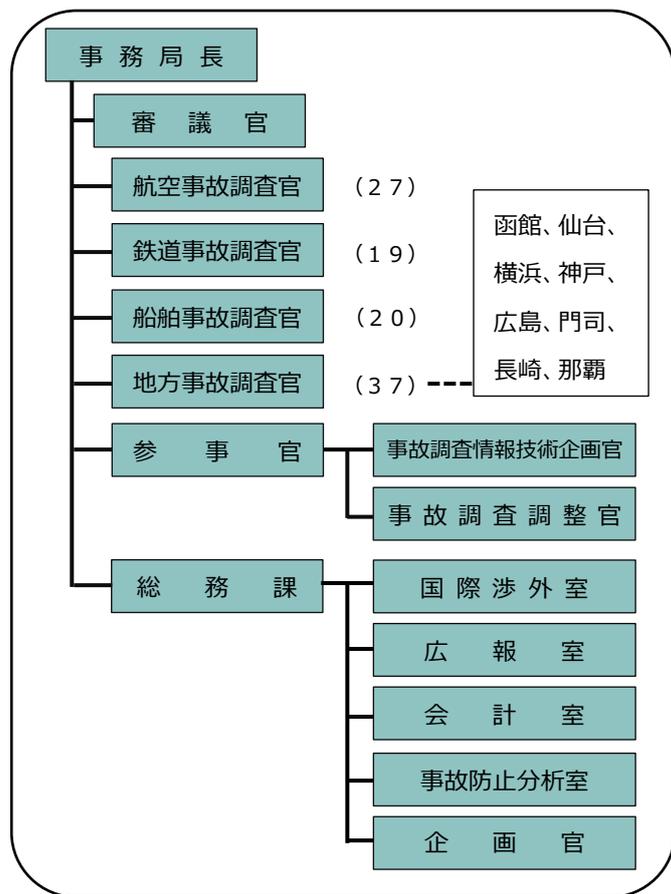
常 勤 委 員 (7)

専門分野：法制、航空機運航・整備・管制技術、
航空機操縦、鉄道工学・地盤工学、
機械力学・車両運動力学・鉄道車両工学、
船舶運航・海上安全、船舶工学・造船工学

非常勤委員 (5)

専門分野：人間工学（ヒューマンファクターズ）、
飛行力学・制御・飛行シミュレーション・飛行試験、
交通工学・ヒューマンファクター、電気工学、
安全人間工学

※ () 内は、令和6年度の定員数



運輸安全委員会の活動

被害者への配慮

事故により被害に遭われた方々、そのご家族やご遺族の心情に十分配慮し、事故調査に関する情報を適時適切に提供するとともに、ご意見などに丁寧に対応します。詳しくは、次の窓口にお問い合わせ下さい。

運輸安全委員会事務局参事官 事故被害者情報連絡室

電 話：03-5367-5030

Eメール：hqt-jtsb-faminfo2021@gxb.mlit.go.jp



出前講座

事故調査に関する業務をもっと知っていただくとともに、皆様のご意見や安全のための活動などを聞かせていただくため、航空・鉄道・船舶の事故等の防止、被害の軽減に役立てていただくことをテーマとして、各種講演会や学校等へ職員を講師として派遣しています。

申込み方法は、運輸安全委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jtsb/demaekouza.html>



国際活動

航空や船舶の事故調査の制度及び運営には国際機関が関与しており、調査を進めるにあたり、関係国の事故調査当局との協力・連携が必要になります。

諸外国との円滑な協力・連携のほか、日頃から事故や調査手法に関する情報を共有するなど、事故再発防止策の実効性向上のため、種々の国際会合が開催されており、当委員会も積極的に参加しています。

このような活動を通じて、複数の国が関係する事故の調査に関する国際協調の推進に取り組んでいます。



運輸安全委員会

〒160-0004
東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー15階
Tel 03(5367)5025



ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>



～ 運輸安全委員会メールマガジン ～

委員長の定例記者会見、事故等調査報告書の公表、運輸安全委員会ダイジェストの発行などを、毎月1回、テキスト形式で配信するメールマガジンにてお知らせしております。配信サービスは無料（通信料金を除く）でご利用になれます。ご希望の方は、次の運輸安全委員会ホームページから登録をお願いいたします。

<https://www.mlit.go.jp/jtsb/haisin.html>

～ X 公式アカウント～

@JTSB_unyuanzen

ホームページの
新着情報を中
心に投稿して
います。



【地方事務所・管轄区域】

（「管轄区域」は船舶事故調査に限る）

函館事務所

〒040-0061 函館市海岸町24-4
Tel 0138(43)5517

仙台事務所

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15
Tel 022(295)7313

横浜事務所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
Tel 045(201)8396

神戸事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1
Tel 078(331)7258

広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17
Tel 082(251)4603

門司事務所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10
Tel 093(331)3707

長崎事務所

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29
Tel 095(821)3537

那覇事務所

〒900-0001 那覇市港町2-11-1
Tel 098(868)9335



